図書館の自由に関する宣言

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をも

つ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し 実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、 あくまで自由を守る。

(社団法人 日本図書館協会総会議決 1979年5月30日)

うるま市立図書館報

第 2 号

2006年10月31日

発 行 うるま市立中央図書館 〒904-2221

うるま市字平良川128番地

a (098) 974-1112

FAX (098) 974-3505

印刷赤道印刷(有)

a (098) 973-3383